

令和6年度川崎市環境審議会第2回大気や水などの環境保全部会 会議録

1 開催日時 令和6年8月2日（金）午前9時30分から午前11時17分まで

2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階303会議室

3 出席者氏名

(1) 委員（50音順、敬称略）

関口 和彦、中嶋 豊、吉村 千洋、與本 剛三、若松 伸司、鷺北 栄治

(2) 事務局

藤田環境対策部長、喜多地域環境共創課長、西村地域環境共創課担当課長、鈴木環境評価課長、千室環境対策推進課長、加藤環境保全課長、佐藤環境対策推進課課長補佐、小平地域環境共創課担当係長

4 議題

(1) 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

(2) その他

5 配布資料

次第

第11期 川崎市環境審議会 大気や水などの環境保全部会委員名簿

資料1 部会説明資料

資料2 環境の負荷の低減に係る配慮概要書（案）

参考資料1 第1回環境保全部会での委員の御意見への本市の考え方

参考資料2 環境配慮書[様式]

参考資料3 環境負荷低減行動計画書[様式]

参考資料4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

参考資料5 川崎市大気・水環境計画

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 発言の内容 次のとおり。

－開会－

○事務局（地域環境共創課長）

（審議会の成立、傍聴者の確認）

○事務局（地域環境共創課担当係長）

（資料等の確認）

○事務局（地域環境共創課長）

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は若松部会長にお願いしたいと存じます。若松部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○若松部会長

皆さん、おはようございます。朝早くからありがとうございます。

それでは早速、次第に基づきまして、議事1の「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、資料の御説明に入ります前に、参考資料1としてお配りしております「第1回環境保全部会での委員のご意見への本市の考え方」について御説明させていただきますが、前回の部会でいただいた御意見を踏まえまして本日の資料を作成しておりますので、こちらの参考資料の詳しい説明は、本日は割愛させていただきたいと思っております。どうか御了承ください。

それでは、早速説明に入らせていただきます。資料1の2ページを御覧ください。初めに、説明でございますが、資料も多いですので、こちらの目次にありますとおり、「1、川崎市の現状と課題」から「3、今後の見直しの方向性」まで、「4、各制度の見直しの考え方」、そして、「5、答申案の骨子」と「6、今後のスケジュール」の3つに分けて説明させていただき、それぞれで御意見を伺わせていただければと思っております。

それでは、前回の部会で現在の制度の概要と課題について中心的に御説明させていただきましたので、本日の現状と課題につきましては、なぜこの取組を行う必要があるのかの

御説明ということで、地域課題の現状と課題について御説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。1、大気・水環境計画についてでございますが、めざす姿といたしまして、「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を掲げておりまして、将来の環境の姿につきましては、良好な大気環境のこと、豊かな水環境のこと、化学物質による環境リスクが最小化されていることといった3つの姿を定義しており、このページに川崎市が目指すべきものをしっかり示させていただいております。

4 ページを御覧ください。こちらには大気・水環境計画の施策の柱をまとめております。基本施策Ⅰといたしまして、安全で良好な環境を保全するために、いわゆる規制行政と言われる取組を位置づけております。こちらの取組は、環境行政の基盤となる取組ですので、法律、条例に基づきましてしっかりと取り組んでおります。

次に、基本施策Ⅱといたしまして、安心して快適な環境を共に創るために、新たな視点による取組を位置づけております。1、環境配慮意識の向上や、2、多様な主体との協働・連携の取組は、主に市民を対象といたしました取組です。また、今回御審議いただいております事業者の自主的取組につきましては、3、事業者の自主的な取組の促進に位置づけられておりまして、4、環境影響の未然防止と併せまして、事業者を対象とした取組となっております。

こちらにイメージ図を載せておりますが、基本施策Ⅰでしっかり環境負荷を下げるとともに、基本施策Ⅱで更なる環境負荷の低減と市民実感の向上を図るため、市民、事業者ともに環境配慮に取り組んでいくことで目標を達成することができると考えております。

5 ページを御覧ください。こちらからは4ページにわたりまして、計画に位置づけました目標の達成状況のデータをかわさき環境白書から抜粋したものを掲載しております。こちらの詳細な説明は本日は割愛させていただきますので、後ほど御参照ください。

それでは、9 ページを御覧ください。2、環境負荷の状況についてでございますが、こちらは市内の指定事業所を地図上に落とし込んだものでございます。環境負荷低減行動計画書制度の対象となる一定規模以上の指定事業所につきましては、オレンジでプロットしてございますが、南部の臨海部に集中していることが分かるかと思っております。

10ページを御覧ください。こちらには大気環境負荷の状況をまとめております。オレンジの線が川崎市全体の年間排出量で、水色の線が環境負荷低減行動事業所の合計の数値でございます。NO_x、ばいじんの量につきましては、環境負荷低減行動事業所の合計の

数値が直近で市全体の97%以上を占めており、ここから中小事業所の排出量は少ないと想定されます。参考にVOCの年間排出量も掲載してございますので御参照ください。

それでは、11ページを御覧ください。こちらは水の環境負荷の状況をまとめてございます。COD、全窒素、全リンにつきましては、環境負荷低減行動事業所の合計が直近で市全体の98%以上を占めており、ここからも中小事業所の排出量は少ないと想定されます。

12ページを御覧ください。3、地域ごとの市民の満足度でございますが、令和元年度に実施しましたアンケートによりますと、自宅周辺の「空気のきれいさ」、「静かさ」、「におい」については、4割の市民が満足しておりません。また、「川・海などの水のきれいさ」につきましては、5割以上が満足していないとの御意見でした。

13ページを御覧ください。市民の満足度が高くない理由の一つとして考えられる川の写真を掲載しております。常に汚れている状態であるというわけでもありませんが、このような状況を見てしまった市民の方は満足度が下がるのではないかと思います。

14ページを御覧ください。こちらも参考といたしまして、苦情・事故について御説明しております。このような水質事故も、頻度は高くありませんが、一度ありますと先ほどの川の写真と同じく、市民の満足度は低下してしまうと考えております。また、大気・悪臭、騒音などの苦情もございます。

15ページを御覧ください。こちらは過去5年間に起こりました事業所が原因の苦情・事故の数と場所を地図上に落とし込んだものです。この事業所には指定事業所も含まれません。苦情・事故は市内全域で起こっていることが分かるかと思えます。

16ページを御覧ください。こちらは過去5年間の原因不明の苦情・事故の数と場所を地図上に落とし込んだものでございます。特に悪臭など、臭いがすぐに消えてしまったりして、原因を特定することができなかつたものがこれだけありますが、指定事業所が原因のものも含まれている可能性はあると考えております。

17ページを御覧ください。こういったことから、4、今回の見直しの基本的な考え方でございますが、川崎市内の生活環境を保全するためには、市民、事業者それぞれの取組が不可欠と考えております。市民につきましては、右側の枠を御覧ください。自然を活用した解決策、ネイチャー・ベースド・ソリューションの考え方も取り入れながら、自然環境フィールドを活用した取組等を行うことで環境配慮意識の向上に取り組んでおります。

事業所につきましては、左側の枠を御覧ください。今回の制度改正により、環境配慮に自主的に意識高く取り組んでいる事業所を増やしていくこと、そして、事業者の自主的取

組を通して環境配慮に取り組む事業者が市内全域に拡大していくこと、こちらで環境配慮意識が市内全域に浸透していくことを目指しておりまして、こうした事業者と市民の取組が両輪となり、環境配慮の取組を推進することで、市内全域の生活環境の保全につながり、最終的に市民実感（満足度）の向上にもつながっていくものと考えております。

18ページを御覧ください。5、課題についてでございますが、これまでの取組により大気・水環境は大幅に改善するも、一部の項目で環境基準は非達成であり、市民の生活環境への満足度も増えてはきていますが、まだ高いとは言えません。加えて、既存の制度では、主に南部に集中している大規模事業所が対象となっております、市内全域での環境配慮の取組が十分とは言えないと考えております。そうしたことから、市内全域で市民や事業者など多様な主体との連携により、更なる環境改善の取組を推進する必要がありますので、今回は事業者の自主的取組の推進について制度の見直しを行いたいと考えております。

19ページを御覧ください。次は、2、今回の審議のねらいでございますが、20ページを御覧ください。今回、環境配慮への更なる意識構造のため、事業者の自主的取組の仕組みを見直すために、審議のねらいを3つ置いております。ねらい1、市内全域の事業者への自主的取組を通じた環境配慮意識の浸透、ねらい2、事業者の負担軽減、ねらい3、環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への更なる支援でございます。

21ページを御覧ください。次に、3、全体の今後の見直しの方向性について御説明させていただきます。

22ページを御覧ください。1、地域特性・課題についてでございますが、今回の見直しを検討する際、まずは地域特性に着目してみました。本市の都市構造、土地利用の状況は地域ごとに特徴がありまして、その特徴と市民の生活行動圏に応じて、大気・水環境計画では、右側の表にございますとおり、地域を南部、中部、北部の3つに分けまして、特性と課題を整理してございます。

23ページを御覧ください。こうした考え方を基に、事業者の皆さんに環境配慮について取り組んでいただく際、地域の特性や課題を踏まえて取り組んでいただくことが課題解決にもつながると思いますので、地域ごとに特に配慮が必要な項目を整理いたしました。この地域の特性・課題を踏まえた事業者の自主的取組の推進を、全体の見直しの方向性の一つと考えております。

24ページを御覧ください。次に、3、他条例との重複感についてでございますが、こち

らに地球温暖化対策等の推進に関する条例に位置づけられております事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度についてまとめてございます。制度概要にございますとおり、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、3か年の計画書・報告書を市へ提出することになってございます。市の公害防止条例に位置づけられております環境負荷低減行動計画書を市へ提出している事業所の中で、あわせて脱炭素の計画書・報告書も提出している事業所は、52事業所中48事業所になっております。

25ページを御覧ください。次に、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に位置づけられております事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度についてまとめてございます。制度概要にありますとおり、事業系一般廃棄物の排出量に基づき毎年4月1日に市が多量排出事業者等を認定しまして、認定された事業者は、毎年、報告書を市へ提出することになっております。環境負荷低減行動計画書を市へ提出している事業所の中で、あわせてこの廃棄物の報告書も提出している事業所は、52事業所中21事業所になっております。

26ページを御覧ください。こちらには参考までに他都市の状況をまとめてございます。環境配慮に関連する指針につきまして、一番左に本市の指針を一覧にしており、右側に神奈川県と横浜市の制定状況を○・×でお示ししてございます。赤枠内が温暖化対策と廃棄物関係の指針でございます。横浜市は温暖化対策と公害対策の条例が一緒になっておりますので、マルとなっておりますが、基本的にはそれぞれの取組のすみ分けができていると言えると思います。

27ページを御覧ください。現状は総合審査制度として環境配慮書等の項目にも温暖化対策や廃棄物関係の内容が含まれているなど、事業者から一部重複した情報を報告していたいておりますが、今回の見直し後は、事業者からはそれぞれの部門に情報を報告してもらい、事業者指導や政策検討に当たって必要な場合は、行政内部の関係部署が連携して対応する形に変えてまいりたいと考えております。

28ページを御覧ください。今後の見直しの方向性といたしましては、他の条例等との指導のすみ分けを実施し、重なる条項や指針については廃止していきます。また、環境配慮項目につきましても、他条例等と重複する項目につきましても見直しを行い、典型7公害を基にいたしまして、本市の状況を踏まえて、環境配慮項目を、1、大気汚染、2、悪臭、3、水質汚濁、4、化学物質、5、自動車排ガス、6、騒音・振動、7、土壌汚染、8、その他とすることで、見直しの方向性の2としたいと考えております。

これまでの説明は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございました。ただいまの資料1に関しまして、御質問、御意見がありましたらよろしく願いいたします。どなたからでも御自由に御発言いただければと思います。與本委員、よろしく願いいたします。

○與本委員

與本です。ここの資料には書いていなかったことですが、私、前回のこの会議で間違った発言をしてしまったので、まず、そのおわびと訂正をさせていただきたいと思います。前回の議事録の12ページ、お手元にはないと思いますけれども、そこで、麻生区の川崎市の施設から、汚水が雨水に誤接続があったと私は言ってしまったんですが、それは、いろいろ調べてみると、多摩区の錦ヶ丘というこども文化センターと老人いこいの家、これは川崎市の施設なんですが、要は麻生区と多摩区を間違ってしまったので、この場をお借りしておわびして訂正したいと思います。

前回、藤田部長が冒頭、御挨拶で触れたのも、その錦ヶ丘の件でしょうか。

○事務局（環境対策部長）

そうです。

○與本委員

そうですね。ありがとうございます。

それから、本題に入るんですけども、ぜひもう1回部会で議論したいのは、前回の部会、あるいは前回の審議会で、先ほど目的のところをよく御説明いただいたと思うんですが、そもそも目的は何かということをもっと明確にした方がいいのではないかという議論があったんですね。それで、もう1度お尋ねしたいんですが、18ページの「課題について」というところに、一部の項目で環境基準を達成していないという言葉がございますが、これは具体的に何を指しているのでしょうか。

○若松部会長

ありがとうございます。ただいまの最初の御発言につきましては議事録の訂正をお願い

いたします。

2番目につきまして、御回答をよろしくお願ひいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

一部の項目と書かせていただいておりますけれども、光化学オキシダントにつきましては、測定している場所全てで非達成の状況になってございます。

○若松部会長

ありがとうございました。ほかに御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

○関口副部会長

関口です。今、お話を聞かせていただいて、前回よりは非常に資料が分かりやすくなっていて、市民実感と目的とやるべき対応、その部分が明確にはなっているんですけども、今、御意見があったように、私も聞いていて、目的のところはもっと具体的にした方がいいかなというのは感じました。

具体的な気になった点を申し上げますと、最初の方で環境基準のお話があって、環境基準の一部、確かに光化学オキシダントは難しいのでクリアできないんですが、ある程度クリアできている部分が、環境負荷低減行動事業所でしたっけ、その部分の排出量と全体の排出量がほとんど一致していると。だから、中小については、そこについてはあまり関係ないとは言わないんですけども、排出量が少ないのではないかと御発言があって、その後、全体として環境負荷低減行動事業所の部分が主な発生源だよというお話があるんですが、今度苦情の話になったときには、計画書があるような南の方だけではなくて全体で起きているという話が出てくるわけです。中小事業所に関して、悪く言う必要はないんですけども、中小の事業所から出てくる長期的なものというよりは単発的に出てくるような汚れとか、臭いとか、そのようなものが見えてしまうから市民感情に影響するのではないかと。だから、今、南側の方の環境負荷低減行動事業所だけではなくて、中小とかも含めて行動をうまくとっていけると、そういう市民感情とかに影響する見える汚染が減っていくのではないかとこのところの記載がないんです。中小はあまり発生させていませんという話から始まって、最後、苦情は全体ですよしか書かれていないので、苦情

が出るということと、今、中小の方まで行動計画を広げようとする理由が、そういう見える汚染みたいなものを減らしたい、市民感情の満足度を増やしたいという目的が書かれるべきではないかということが今お聞きしていて思ったんですが、その辺はいかがでしょう。

○若松部会長

いかがでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

副部会長がおっしゃるとおり、私どももそういった意図を持って資料は作成しているところでごさいます、少し書き足りない部分があるのかなというところがございますので、今後、資料を作成する上では、そういったところに気をつけながら資料に落とし込んでいくようにしたいと考えております。

○関口副部会長

ありがとうございます。多分流れはそういう流れになっているんですけども、具体的な記述がないということで目的があまりよく見えていないのかなという気がします。例えば、16ページを見ていただくと、苦情なんかは全体で起こっていて、指定事業所も含まれている可能性があるとか、ここら辺が非常に曖昧なんです。苦情が全体で起こっているのだから、環境基準はもう守られていて、そのレベルではないんだけど、市民が気にするような苦情なんかは中小からも出てきてしまう場合があるかもしれないので、全体として行動計画をきちっとやっていくんだというところを、15枚、16枚、この辺のところを目的としてきちっと記載されると、もう少し方向性が具体化されてくるかと思います。資料の流れはいいと思いますので、そういう形になるのかなと思いました。

以上になります。

○若松部会長

何か具体的なサジェスションがありますかね。今の点をうまく書き込めるといいんですけどね。

○與本委員

與本ですが、よろしいでしょうか。

○若松部会長

どうぞ。

○與本委員

今の副部会長の御意見はもっともだと思っただけですけども、私、実は宮前区で約20年、緑地保全といいますか、雑木林の管理のボランティア活動をずっとやってまいりました。それで、南部と北部の特性の違いというのは、私は昔、幸区に住んでいたから、南部のこともある程度分かっているつもりなんですけど、さっきの川の汚れという写真が幾つかありましたよね。ごみが捨てられたりとか、あるいは色のついた水が流れたりとか、これって河川法とか川崎市の下水道条例の違反ですよ。要は違法行為ですよ。それと、中小河川は分流の北部とか中原以北しかありませんよね。南部にはないですよ。南部は多摩川と鶴見川とか、海はありますけど。その辺の特性の違いがあるから。汚水を川に流す、これは、そもそも河川法とか下水道条例違反だから、指導とか取締りの対象であって、自主的な配慮ということではないと思っただけですよ。

それと、ごみについても、これは町会とか、あるいは市民団体とかを巻き込まないと、そもそも市民が捨てているかもしれませんよね。中小事業者に広げたからごみが減るとか、そういう問題ではなくて、特に北部とかは満足度が低いので、むしろ後段の市民とかと協働する、そういう併用型の方がより効果が出るのではないかなと思います。

なぜかという、先ほど副部会長がおっしゃったように、環境負荷低減行動事業所というのは南部に集中していますよね。もう一つ、大気・水環境計画の48ページに「地域の特性について」という円グラフがあるんですけど、これを見てもらえば分かるんですけど、実を言うと、北部は93%が住居系で、商業系が5%、工業系が2%、南部は工業系が62%、商業系が20%、住居系が18%で、NO_x対策が南部に集中するのはまさに理にかなっていないとおりで、北部で中小の事業所を対象に環境負荷を減らすというのは私もちよっと納得がいかないんですよ。

というのは、今回の提案で範囲がすごく増えていますよね。今、79事業所／326事業所、198事業所／2800事業所、これは全市的に巻き込めばそうなるんですけど、さっきから

言っているように、環境負荷が南部に集中しているのに、2%とか3%しかない北部を巻き込んで果たして効果があるのかどうか。北部をやるなら、住民を巻き込んだ、さっきの川の掃除だとか、そういう対策をやった方がむしろ満足度は上がると思うんですよ。だから、そこが腑に落ちないんです。

私は、現在の書式を簡素化するとかというのは全く賛成なんですけれども、2800事業所に北部の方まで入れて一体どういう効果があるとお考えなのでしょうか。

○若松部会長

お願いします。

○事務局（環境対策推進課長）

御質問ありがとうございます。確かに環境の負荷、排出量みたいなところで見ますと、南部の大きなところが主な排出源となっているところで、そこにつきましても、先ほど計画の図をお示ししているんですけれども、前々からやっております法律とか条例とか、そういうところの排出量を削減する取組をし続けていくところで今までも大分下がってきているような状況でございまして、今後も下げていくためにはそういった取組を引き続きやっていこうと思っております。

そういうところも見つつ、先ほど参考にお示ししていますが、北部の方でも苦情などが起きているような状況もございまして、先ほど與本委員が計画の48ページで北部は住居系が多いですというお話をさせていただいたかと思うんですけれども、住居系は住居専用だけではなくて、いろんな住居系が混ざって、この表現にはなっているんですが、住居の非常に近接したところに事業所があるような状況もございまして、そうなりますと、事業所からの影響は直接市民にあたりとか、そういったところもございまして、北部にある小さなところに対しましても環境配慮意識を持って事業活動をしていただきたいという思いがございまして、南部の大きなところだけではなくて、指定事業所2800ございまして、そちらに対しても環境配慮意識の向上に向けた取組をしていただきたいと考えているところでございます。

あと、先ほど北部は市民の取組が重要だとおっしゃられていたかと思うんですけれども、その取組につきましても、先ほど両輪というお話をさせていただいたと思うんですが、今回、事業所の取組としてお諮りしているところではあるんですけれども、別途、市

民に向けた取組というのはやっているところでございますので、そちらは引き続きやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○関口副部長

多分今の話はうまくかみ合っていないくて、今、汚しているのは南側だから、そっちまで規制するのは意味がないという御意見もある一方で、でも、やっぱり意識を高めないとという意見があるんですけども、それってあまりかみ合っていないとか、かつて大気の方で環境省がベストミックスと言われるのをやったときに、法規制と自主規制ですね。この自主規制的なものは物すごく効果があったわけです。それはなぜかという、いわゆる排出規制とか量的なものは、中小なんかは出さないわけなので。それに対して、例えば、汚れたから、ここの企業が出したのでしょうか、多分そういうのはなかなかできないんですね。でも、そこにあるたくさんの中小が規制にならないようなものをちょっとずつ、意図的ではないにしても出してしまっていた。それが混ざって高濃度になってきたときに山が発生するとか、多分苦情みたいなものが副次的に起きているというのが一般的な事実ではないのかなと私は認識しているんです。

なので、中小も、我々がちょっとずつでも気をつけないと、全体が集まったときに最終的に汚染がすごく出てしまって、市民などが苦情を出すという意識改革みたいなところ、事業所に対して書類的なものをお願いする一方で、ベストミックスじゃないですけども、意識を改革するというお願いベースの部分もしっかりと対応の中に書いていただいて、そういうものが広がって行って、皆さんが全体的に気をつけていくと、ちょっとずつの排出みたいなものも減っていけば、トータルとして全体の汚染が出てくるような率が下がっていくということが重要なのかなと私は思っているんです。

なので、そういう汚染とかに対して、汚染が出た部分はどこだという犯人探しなんかはきつとできないのだと思うんです。ごみは別ですけども。あと、油とはいっても、あれは本当に油かという説もあって、例えば、中の微生物なんかが出しているようなものが浮いてくるということも実際あって、人間が出した油ではない場合も結構あったりするんですよね。でも、市民感情はそういうところに行ってしまう。でも、それは微生物が繁殖するような栄養源を出してしまっているから、結果として増えてしまうということになるわけです。だから、やっぱり中小も、我々のちょっとの行動が最終的な汚れにつながってい

るかもしれないという意識改革をしてもらう意味があるんですということが書かれていれば、まだ話がつながるのかなど。そういうつもりで聞いていましたが、どうですかね。

○與本委員

何度もすみません。與本ですが、一つの事例として、私がさっき述べた錦ヶ丘のこども文化センターの事例が非常に参考になるので、もう一度御紹介したいと思います。実は、私はこの間、錦ヶ丘のこども文化センターに行ってヒアリングをしてきました。また、五反田川を見に行ったり、上下水道局にもヒアリングさせてもらいました。先ほど藤田部長から前回の御挨拶の件をお伺いしましたが、そこには、「その原因が地元の事業者であったりとかといったことも起こっているところがございます」と、藤田部長は前回そう御発言されましたよね。

○事務局（環境対策部長）

それは苦情に関して……。

○與本委員

苦情でもいいですよ。要は、錦ヶ丘のこども文化センターから流れた水が地元の事業者……。

○事務局（環境対策部長）

すみません、そこには限定してはいません。

○與本委員

いや、でも、先ほど錦ヶ丘ですかと伺ったら、そうですとお答えしましたよね。冒頭に。私がさっき議事録の訂正をして確認しましたよね。では、なぜあのとき、そうですとおっしゃったんですか。

○事務局（環境対策部長）

その例も一つ入っているという意味で言いましたけれども、限定はしていません。

○與本委員

私は具体的に錦ヶ丘のこども文化センターの件ですねということを確認したら、そうですというお答えをいただきましたよね。それは、さっきも議事録に……。

○事務局（環境対策部長）

それでは私が御質問の意味を取り違えたというか、それも入っているということ。

○與本委員

では、おっしゃったのは違うところなんですか。

○事務局（環境対策部長）

いえ、それも一つ入っているという意味で申し上げました。

○與本委員

では、錦ヶ丘も入っているんですね。

○事務局（環境対策部長）

そこに限定したわけではない。

○與本委員

でも、錦ヶ丘も入っているということですね。

○事務局（環境対策部長）

それで結構です。

○與本委員

分かりました。錦ヶ丘のこども文化センターの原因は、実は上下水道局の検査の不備と誤接続が原因だったということ、この間の議会で大澤さんという管理者が答弁されましたよね。御存じだと思うんですけども。ですから、そこは全く民間の事業者は責任がなかったんですよ。今、藤田部長は、それも含まれるとおっしゃったけれども、たまたま

ンキか何かを洗って、その水が五反田川に流れて、付近の住民が通報してくれたから、38年間、要は垂れ流し状態の問題が一つ解決したんですよ。市民から見ればそういう問題なんですよ。決して地元の業者が原因だったということではなかったんですよ。それは上下水道局も認めているんです。ですから、それを引き合いに出して民間事業者が川を汚しているというのは、私はちょっと違うのではないかと思うんですよ。いかがでしょうか。

○事務局（環境対策部長）

私は、その件については、民間業者が悪いと一言も申し上げてございませんし、苦情が起こっていることに関して、地元の事業所が原因だったということもあると申し上げていますので、そこが民間の事業者が原因だったという言い方はしておりませんし、それが一つの事例として含まれるということで私は今日申し上げましたので、そこに限定しておりません。

以上です。

○若松部会長

よろしいでしょうか。

○與本委員

いや、ちょっと納得できないんですけれども、要は……。

○若松部会長

今の御意見は、本日の資料1のどこに関係するお話ですか。

○與本委員

冒頭、なぜこれをやるかというときに、前回の議事録にそういう御説明があったんですよ。これをやるのは、全体としては環境基準が改善はしてきている。しかし、「もっと狭い範囲でいきますと、例えば川が濁ったりとか、事業者が何か流して濁ったりとか、また、近隣の公害苦情につながったりとか、その原因が地元の事業者であったりとかといったことも起こっているところがございます」という御発言があって、さっきの川が汚れているごみだとか色のついた水、その一つの事例としてもしおっしやっているなら、その原

因は実は上下水道局だったので、藤田部長がそれも含まれるとおっしゃったけれども、錦ヶ丘に関しては含まれないんですよ。そこはそういうことでいいんですね。要は外装業者が流した白い水は含まれないということによろしいですね。

○事務局（環境対策部長）

私は、一般的な苦情のお話の中で、事業所が原因だったということもありますよと申し上げただけで、その件が流した事業者が原因だったかどうかということは一切言っておりませんので、言われるとおり、今の事例については、事業者が原因でなかったという事例だったと思うんですね。誤接続が問題だったということであれば、そういうことであったということで解釈していただいて構わないです。私は、一般的な話で、その件に限定して事業者のせいだと言ったことは一度もありません。

○與本委員

さっき聞いたじゃないですか。錦ヶ丘です。

○事務局（環境対策部長）

それは事業者が原因であったということの事例としてそれも含まれるということではなくて、一般的に苦情が起こったときの事例の一つだという意味で申し上げましたので、そこは曲解しないでいただきたいと思います。

○與本委員

もうこれ以上この話を続けるつもりはないです。ただ、苦情というのは、調べてみると一番多いのが、水とか大気ではなくて、むしろ工事の騒音とか振動とかの方が多いいんですよ。だから、苦情イコール市民の満足度というのが本当に正しいかどうかは疑問なんですよ。環境局事業概要というのがありますよね。環境局事業概要で、2022年度、指示、勧告、措置命令等の総括表というのが165ページにありますけれども、そこに大気汚染とか水質関係の件数が出ているんですよ。これの分析をできたら次回の部会に資料として提出していただけないですか。一体どういう指示とか勧告とか措置命令が実際行われているのか、それが業種業態によって何か特性があるのか、地域性があるのか、そこと市民の苦情とをクロスして分析しないと正確な判断はできないと思いますので、よろしくお願

します。

○若松部会長

事務局、いかがでしょうか。今のリクエストに対しまして、どうお答えされますか。

○事務局（環境対策推進課長）

今、ページが手元になくて申し訳ありません。少し見させていただいて検討させていただければと思います。

○若松部会長

そもそもの話が続いているんですけれども、具体的にねらいが3つあって、こういった形で進めていきたいという御提案ですので、もうちょっと具体的な点につきましても御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。吉村委員、どうぞ。

○吉村委員

前回コメントさせていただきましたが、現状の問題がどこにあるかという点に関して非常に分かりやすく整理していただいて、ありがとうございます。まだ個別の事例まで落とし切れる議論までは行っていないと思うので、これから具体的に becoming 部分もあるのかなという理解です。

3点ほどコメントさせていただきたいのが、今、市の事業についての議論が少しありましたけれども、例えば下水道とか、水道もあるかもしれませんし、それ以外もあると思うんですが、ここで言う事業者というのは民間事業者を想定されていると思うんですけれども、市の事業も含まれるという理解でよろしいですね。

○事務局（環境対策推進課長）

はい、市の施設も事業者として扱っております。

○吉村委員

そうですね。規模はいろいろあると思いますけれども、民間かどうかには区別せずに、基本的に同じ考え方で進めるということですね。分かりました。

1つ確認させていただきたかったのは、見直しの基本的な考え方というのがあったと思うんですけども、1つが質問の項目の話ですかね。27ページに現状と見直し後の図が整理されていますが、右側の見直し後の黄色の矢印の連携というところを少し具体的に説明していただきたいと思いました。恐らく情報共有というのはあると思いますが、情報共有以外に、これから取り組んでいこうという具体的なイメージがもしあれば教えていただけますか。

○若松部会長

お願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

こちらの連携のイメージでございますが、大気・水環境計画につきましても、中身については市の内部の広い分野と連携して実施しておりますので、基本的には会議体を持って情報を共有したりとか、そういう場が既にごございます。例えば具体的な施策とか、そういったところでの検討が必要な場合、そういった場を持って温暖化とか廃棄物とかの情報も共有していただきながら検討をしていくというところがございますので、そういったところで連携をさせていただければと思っております。

○吉村委員

ちょっと変な質問だったかもしれないです。実際情報が出てこないと何とも言えないところもあるかと思っておりますので、今後の取組かなと理解しています。

もう一つだけよろしいですか。市民実感という言葉が何度も出ていますが、私の理解ですと、この部会で議論するメインのところは公害対策ということですので、いわゆる振動とか騒音も入りますけれども、汚染物質に関しては化学物質の方の取組が重要になるのかなと理解しています。そうすると、短期的な見た目とか急性毒性の話もありますが、長期的な毒性というか、慢性毒性の方の議論が、どっちかというところ、この組織としては重要かなと感じていまして、そういった化学物質による健康リスクの管理の部分と、実感に直接つながるような例えばごみの問題、さっき写真にありましたけれども、環境実感の部分の区別というところがちょっとやりにくいかなと。ちょっと分かりにくいという思いを持っています。恐らく環境管理としては両方重要なんですけど、この部会として、市民実感に直

接つながらるところをどこまで議論すればいいのかなという疑問です。

それに関連して、最近の重要な動きとしては、環境管理の中でネイチャーポジティブとか生物多様性の話もありますよね。化学物質の管理とは別の方向で進んでいる部分もありまして、そういったネイチャーポジティブの取組も各企業さん、事業所で重要になってきていますが、恐らく今回の議論の範疇ではないかなとは理解しているんですが、例えばネイチャーポジティブ、自然再生、生物多様性の再生につながるような行動も市としては恐らく重要だと思うんですね。その辺の情報を少しいただきたいという趣旨のコメントなんですけれども、恐らくこの部署ではなくて別の部署で取り組まれていると思うんですが、そういったところとの情報共有とか、今回の環境配慮書を見直すときの連携というのをどこまで検討されているのか、もしくはこれからすべきなのかというのを考えていくといいのかなというところでございます。

ちょっとコメントが中途半端だったかもしれない。以上です。

○若松部会長

典型7公害のほかには有害化学物質とか自動車排ガス等についての視野も入っていますので、私はそれも含まれているのかなという理解なんですけれども、もし追加の御説明があれば、事務局の方からよろしくお願いします。

○事務局（環境対策推進課長）

28ページにも書かせていただいていますけれども、今、部会長がおっしゃられましたように、化学物質とかも項目としては今後入れていきたいと考えておりますので、そういったところの担当をしている部署とも連携しながら、配慮項目などの設定については一緒に検討していきたいと考えております。

○吉村委員

分かりにくかったかもしれないですけども、どっちかというところを環境の悪いところを改善するという内容ですよね。ネイチャーポジティブが一つ分かりやすい例だと思うんですが、環境をよりよくするという、そっち側がここには基本的に入っていないくて、私としては入っていないかと思うんですけども、別の部署で取組が別の形で行われていると思うのですが、そことの関係性を少し御説明いただくと、この会議体としては議論しや

すいかなという趣旨のコメントでした。

○若松部会長

そういったことがどこかに含まれるようなプラスの検討もしていただけるということでもよろしいでしょうかね。

○事務局（環境対策推進課長）

そのように検討させていただきます。

○若松部会長

御検討よろしくお願ひいたします。

ほかに。中嶋委員、お願ひいたします。

○中嶋委員

ありがとうございます。まず、どうしても私は企業側からの視点ということになってしまふんですけれども、他の条例との重複性を見直しただける方向性が示されたということは非常にいい方向性だなと思っております。こういった見直しは、1回やると、そこでとどまってしまうということがありますので、ぜひそこは意見を聴きながら、継続して見直しをしていただくという考えをお持ちいただけるとありがたいと思っております。

ただ一方で、先ほど関口副部会長もおっしゃったところですが、今回、資料をいただいて読んでいるときに、私が中小事業者だったら、なぜ自分が取り組まなければいけないんだろうというところがちょっと分かりづらくて、やはり何か動いてもらおうとするときに動機づけがないと、逆に責任を押しつけられているのではないかとかと言って、せっかくいい取組を進めようとしているにもかかわらず進められない。見直しもしながら進めていただこうとしているにも進まないということがありますので、先ほど追加でおっしゃっていただいたところ、そこが分かりやすく、実際動くときに、そうなんだな、自分はやっぱり取り組まなければいけないんだ、少しでも取り組むんだという動機づけが分かるようなところをお示しいただけると、取り組む側としても前に行けるかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○事務局（環境対策推進課長）

すみません、先ほどから同様の御意見をたくさんいただいておりますので、そこを含めて検討させていただければと思います。

○関口副部長

さっきの吉村委員の部分なんですけれども、私はさっき、汚染につながらないように、みんなでちょっとずつ気をつけることが環境改善につながるんだというお話をしたんですが、私は化学物質とか汚染側からずっと意見をしているわけですが、今の吉村委員からの御意見のように、そういうことをやっていくことによって、より環境がポジティブにいきますよというところは、市としては書けないでしょうか。その部分は結構重要かと思えます。例えば、過去の事例なんかで、こういうところでこういう対応をしたら、よりこういうところの緑が増えたとか、このようなところがよりきれいになったとか、そういう事例があったりすると、さっきの汚染ばかりの事例ではなくて、中小が取り組むことによって、ちょっとでも気をつけることが集まることによって、こういうよくなった事例もあるというのが載ってくると、確かに動機づけにもなりますし、汚染とか化学物質側、私の悪い側からの意見と、自然がよくなるというよくなる側の意見と、それが両方入ると確かに非常によい動機づけになるかなと思ったので、ちょっと御検討いただければと思います。

○事務局（環境対策推進課長）

検討いたします。

○若松部長

事務局、お願いいたします。

ほかに。

○與本委員

先ほどの吉村委員の議論は、私はふだん市民として地域でいろいろまちづくりの活動をしていますが、非常にありがたい御発言をいただきまして本当にありがとうございます。それで、私が主にやっているのは川とか緑のまちづくりに関わっていますが、実は川と緑

って非常に密接な関係がありまして、緑が保全されると、そこが涵養されて、それが水量として、さっきの川にきれいな水が入ってくるということで、やっぱり水と緑って非常に関係が深いんですが、今回、せっかく審議会の委員にも緑関係の御専門の方がいますから、私はそれも含んで議論をしていただきたいと思います。

それから、前回もしつこく申し上げたので、今日、言うか迷ったんですけども、もう1回言わせてもらいますと、かわさき環境白書の括弧書きの「きれいな水」というんですか、これが表現として非常に誤解を生みやすい表現になっているんですよ。客観性が本当にあるかどうか。要するに、そこに魚がすんでいれば「きれいな水」という定義をおっしゃっているんですが、一番分かりやすいのは7ページです。7ページを見ていただくと、「きれいな水」という括弧書きで、隣に写真が写っているけれども、右側のきれいな水の指標魚種生息地点数で黄色いところ、実は3年置きに1というのが出てくるんですよ。これは何かというと、有馬川といいまして、実は私の近所なんですけど、そこは非常に水量が少なく、3面全てコンクリートなんです。BODが大体2.0ぐらい。一番BODの高い麻生川の耕地橋も私はこの間行ってきました。大体5.8ぐらいで、比較すると、やっぱり麻生川の耕地橋の方が水が濁って見えるんですよ。泡なんかもありましたから、恐らく洗剤か何か、そういうものも流れている。ところが、5.8の麻生川が水量が豊富だから魚がいて、きれいな水で、有馬川がきれいな水ではないと。

これはなぜかということ、からくりがありまして、年に4ポイントしか調査していないんですよ。全部で12ポイントなんですけれども。だから、3年回ると一巡するんですよ。ですから、3年置きに有馬川が出てくると、きれいな水の達成率が必ず75%、要するに4分の3に減ってしまうんですよ。果たしてそれが客観的な意味があるのかなというのを前回も申し上げて、水環境の指標が、この計画で4つの評価に変わったんですよ。ですから、できたら鍵括弧の「きれいな水」の目標を4つの構成要素に変えて、それをもって評価した方がいいのではないかなと私は提案をさせていただきたいと思います。

それで、4つの評価要素が実は大気・水環境計画の方に出ています、それが付表の8というところですが、一番後ろの表に書いてある水量と水質と水生生物と水辺地、4つの指標をもって水環境を評価しようという指標があって、せっかく大気・水環境計画をおつくりになったので、鍵括弧の「きれいな水」というのは逆に誤解を生みやすいんですよ。何で3年に1回、きれいな水にならないんだと。逆に言うと、有馬川周辺に住んでいる人は、自分の近くの川はいつまでたってもきれいな水にはならないと。多分今のままだ

ったらならないと思いますね。そんな気がします。

以上です。

○若松部会長

私はフォローできなかつたんですが、今日の資料1には、それはどこに書かれているんでしたっけ。今、資料1の議論をしているんですけども。

○與本委員

さっき資料1で吉村委員からネイチャーポジティブどうかという話があったから、それに関連して申し上げたんです。それは水に関係することです。資料1で言うと、「きれいな水」という指標が7ページに書いてあるんです。この7ページの鍵括弧の「きれいな水」という指標だけで果たしていいのかどうか。さっき吉村委員からネイチャーポジティブという御意見があったので、それを参考に私が大気・水環境計画の方を紹介しただけなんです。

○若松部会長

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○事務局（環境保全課長）

貴重な御意見ありがとうございます。この計画も行政計画として初めてつくった計画でありまして、今後、見直しのタイミングもございますので、そのときに議論させていただきたいと思います。

○若松部会長

よろしくお願いします。鷺北委員、お願いします。

○鷺北委員

鷺北です。20ページの今回の審議のねらいの1番ですが、よく分からないので具体的にどういう中身なのか説明いただきたいという質問なんです。事業者への自主的な取組を通してということで、事業者の自主的な取組というのは具体的にどういうことなのか、よ

く分からないので説明をお願いします。

○若松部会長

事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

法律とか条例とかで縛るものということではなくて、例えば事業者さんが何か施設を入れるとした場合に、環境に影響の少ないものを選んでいただくとか、あと例えば入っている施設について、日常的な管理の中で環境への負荷を減らすような管理をしていただくといったところを自主的な取組とさせていただいております。

○若松部会長

多分具体的には、この後、細かい話があると思うんですが、いわゆる規制で縛るのではなくて、こんなふうにしましょうという提案をしていただいて、それを市の方はサポートするみたいな、そういった計画だと私は理解していました。規制で、それをやらないと罰するとかいうことではなくて、一緒にやりましょうという形を取っていきたいということが多分ここに書かれているのだと思います。

○鷺北委員

取組の具体的なものというのはいっぱいあるわけですか。

○事務局（環境対策推進課長）

後ろの方で資料は少しつけてございますので、そちらでお聞きいただければと。もしそこで分からなければ、また御質問いただければと思います。

○若松部会長

この後、具体的なこういった項目という御提案があつて、それは次回あたりか、今回出てくるのか分かりませんが、多分紹介があると思いますので、そのときにまた改めて御議論いただければと思います。

資料1の今の1から3の部分に関しまして、付け加える点とか、ほかに御意見がありま

したら。もしなければ、同じ資料1の4番目以降について事務局から御説明いただいた後、もし御意見があれば元に戻っていただいて結構ですので、御説明をよろしく願います。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、4、各制度の見直しの考え方について御説明したいと思います。

30ページを御覧ください。これまでは規模の大きな事業所を対象といたしました制度設計をしてございましたが、これからは対象外だった中小事業所にも環境配慮の取組を推進してまいりたいと考えております。そして、これまでの各種制度は、これまで単独で制度設計されていたものでございますが、こちらを連動させて新たな仕組みをつくることによって、最終的に、下の方にありますが、「環境先進都市かわさき」といった環境シビックプライドの醸成にもつなげていけないだろうかという考えを持ってございます。それぞれの制度の見直しにつきましては、次のページを御覧ください。

まず、各制度の見直しについて、変更前と変更後、一体どういったところの見直しをするのかのポイントをまとめたものでございます。今後、一つ一つの制度を具体的に御説明してまいりますので、こちらのページは、その後の振り返り用のページということで、御参照していただければと思っております。

それでは、32ページを御覧ください。まずは、ねらい1、市内全域の事業者への自主的取組を通した環境配慮意識の浸透でございますが、このねらいのため、環境配慮書制度を見直してまいりたいと考えております。現状の制度は従業員50人以上の事業所が対象となっておりますが、環境配慮意識の浸透のため、多くの事業所に取り組んでいただく必要がございます。そのため、少しでも事業者の皆さんに負担が少なく取り組んでいただくために、様式の見直しを行った環境配慮概要書を使用していきたいと考えております。

まず、紙資料として配付いたしました中に、資料2、環境への負荷の低減に係る配慮概要書（案）があると思います。また、同じく参考資料2といたしまして、現在の環境配慮書の様式も添付してございますので、そちらも御覧になりながら聞いていただければと思いますが、条例上の取組といたしましては、新しい施設の追加・変更など、環境に負荷がかかるタイミングである設置・変更許可申請の様式として設定することで、環境配慮について確認する機会を設けてまいりたいと考えております。

また、そういった変更許可申請を提出する機会のない事業所にも、この環境配慮概要書

を使って日常管理に関連する項目を全て「実施している」、または「今後実施予定」とチェックした事業所が自ら登録できるような環境配慮事業所制度（仮）といった新しい仕組みも考えているところでございます。それ以外にアイデアがございましたら、ぜひ御提案いただけると幸いです。

33ページを御覧ください。左側の地図は、過去5年間で環境配慮書を提出した事業所をプロットしたものでございますが、例えば、もし設置・変更許可申請の様式として環境配慮概要書を設定した場合、どれぐらいの事業所が提出する機会があるかといいますと、右側にプロットしてございますが、事業者数は2.5倍、市内全域に取り組む事業所が拡大する想定になります。

34ページを御覧ください。さらに、設置・変更許可申請の機会がない約2600の事業所に対しましては、環境配慮事業所制度（仮）など新しい取組を創出することによって、条例上の制度以外の様々な取組で環境配慮に取り組んでいただけるようなアプローチをしています。環境配慮意識を市内全域に広めてまいりたいと考えております。

35ページを御覧ください。次に、ねらい2の事業者の負担軽減でございます。まず、環境配慮書の様式の見直しをいたしました資料2、環境への負荷の低減に係る配慮概要書（案）でございますが、様式を記入式からチェック式にすることで、事業所の負担もかなり軽減されるのではないかと考えております。また、「日常管理」と「優れた取組」の項目を明確化し、地域別に特に配慮していただきたい項目を指定することで、事業所の皆様にも周囲の環境をより意識しながら取り組んでいただけるような様式にしていきたいと考えているところでございます。

36ページを御覧ください。引き続き、ねらい2、事業者の負担軽減についてでございますが、今度は民間EMS（環境マネジメントシステム）普及による環境負荷低減行動計画書制度の見直しについてでございます。現状は、環境負荷低減行動計画書につきましては、従業員50人以上の事業所には作成の努力義務を課しておりまして、また、52あります一定規模以上の事業所には市への提出義務を課しているところでございます。この制度は、EMSの浸透のため、一定規模以上の指定事業所を対象に取組を開始したものでございまして、他都市に類似の取組があまりない、本市独自の取組になってございます。現在、市への提出義務がある52事業所につきましては、ほとんどの事業所がISO14001を取得したり、独自のEMSを構築するなど、環境マネジメントシステムの取組が浸透していることがうかがえるため、制度の目的はある程度達成されたといいたしまして、市への提

出義務等の設定については終了したいと考えております。しかしながら、環境マネジメントシステムの更なる浸透というのは重要でございますので、この環境負荷低減行動計画書制度を環境行動事業所制度と連携させた制度設計を検討してまいりたいと考えております。

37ページを御覧ください。次は、ねらい3、環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への更なる支援でございますが、現在の環境行動事業所制度につきましては、認証要件がISO14001の取得だけになっておりますが、中小事業所を対象にしたエコアクション21の取得についても認証要件に加えてまいりたいと考えております。

また、こういったEMS取得には一定程度の費用と人員が必要になるため、取得を諦めている事業所を対象にいたしまして、現在の環境負荷低減行動計画書制度を川崎市版EMSと位置づけまして、市へ計画書・報告書を定期的に提出する事業所は、環境行動事業所として認定できるような仕組みも検討してまいりたいと考えております。環境行動事業所につきましては、現在のメリットに加え、環境副読本や出前授業などでも紹介するなど、子どもたちにも我がまち川崎に環境配慮に取り組んでいる事業所が近くにたくさんあることを知ってもらうことで、環境シビックプライドの醸成にもつなげていきたいと考えておりますし、また、頑張っている事業所を応援する取組として、この環境行動事業所制度が魅力ある制度になるように御意見をいただければと思っております。

38ページを御覧ください。こちらには環境行動事業所制度に類する他都市の取組をまとめておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございました。各制度の見直しにつきまして、考え方、ねらいの1から3で詳しくお話しいただいたんですけども、御専門ではない方は何の話か分からない部分もあったかもしれませんが、今、環境認証制度としていろんな制度が混在してまして、ISO14001というのは国際認証でして、例えば国際的に商売するような企業はこれが必要ですし、それからエコアクション21は環境省が提唱した中小企業向けの認証制度ですし、そういったものが今たくさんあって、重複して作業しなければいけない事業所がいっぱいあるものですから、そういったものを簡素化して、今回は川崎市の提案するようなものに一本化したいという趣旨だと私は理解したんですけども、これにつきまして御意見とか

御指摘、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。與本委員、お願ひします。

○與本委員

何度もすみませんが、やっぱり2800に拡大することがまだ腑に落ちないので、ちょっと御説明いただきたいのは、環境配慮書が平成31年から令和5年まで延べ248件提出されましたよね。これによってどういう効果があったのか、その検証結果を教えてください。

○若松部会長

事務局、よろしくお願ひいたします。これまでの成果の概要につきまして御説明ください。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

こちらは一つ一つ取りまとめているわけではございません。環境配慮について変更許可申請や設置許可申請のときに該当する事業所に確認をして出していただきまして、その内容を見ながら、市からこういった取組がもっとできませんかという御提案を差し上げたり、それで新しい取組につなげていただいたりというのが個々ではあると思うんですけれども、全体を過去5年間の取組ということで取りまとめるにはございませんので、今ここですぐに御説明することはできません。確かに環境配慮の取組について、この取組をしたからこの数値がすぐに下がるということではないんですが、環境配慮書制度を通じまして、提出していただいている事業所さんには、そういった環境配慮について意識をしながら事業活動をしていただいていることにつながっているとは感じております。

○若松部会長

この環境配慮書というのは、新しい施設をつくる場合とか増設するときに出される書類ですよね。だから、そういった形で施設の確認をしたということだと思いますけれども、そういった理解でよろしいんですよね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい。それで規模の比較的大きな事業者さんに、新しい施設を導入する際には、ちゃん

と環境配慮について意識してくださいねという動機づけで出していただいているものですが、同じような施設を導入するのは中小事業所さんも一緒なので、そのタイミングで環境配慮概要書でチェックをしていただきながら、御自分たちの毎日の日常管理とか、そういったものにつなげていっていただければという趣旨で検討してございます。

○與本委員

部会長、よろしいでしょうか。

○若松部会長

與本委員、お願いいたします。

○與本委員

明確な答えがいただけなかったんですけども、せっかく248件提出いただいたので、それをちゃんと分析・検証して、それをもって、こうこうこういう理由で拡大する効果があるという筋書きを作ってもらいたいというのが1つと、もう一つは、先ほど驚北委員からも御発言がありましたが、事業者の自主的取組を通した環境配慮というのは非常に抽象的な言葉で、分かりにくいんですが、例えば、設備を更新して、今までよりも精度が高いとか、環境負荷が下がるような機械を仮に導入するとしますよね。当然そこは民間企業、特に中小企業であれば、非常にシビアな事業収支とか経営的な判断をしなければいけないので、そう簡単にできるものではないと思うんですよ。ですから、むしろ環境配慮書を出してもらうとともに、いろんな支援策とか、融資とか、あるいは川崎市で言いますと、わがまち特例という固定資産税とか都市計画税の特例措置があるじゃないですか。だから、政策誘導するためには、川崎市だけではなくて、県とか、国とか、資源エネルギー庁とか、経産省とか、国交省なんかもあるかもしれませんけれども、こういう制度を御活用できればこういうことができます、あるいは川崎市内の業者さんで推奨事例といいますか、そういう誘導の仕方を一緒に考えた方が、ただ環境配慮書を出してくれれば意識が高まるというものでもないし、中小になれば中小になるほど、やっぱりハードルが高いと思うんですよ。大手であれば、今、利益率が結構上がっているところもありますけれども、中小は決してそんな経営環境がよくないですから、やっぱりそういうきめ細かい配慮が必要ではないかなと思います。

以上です。

○事務局（環境対策推進課長）

御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、中小企業の方は経営的にというところがあると思いますので、今、メリット案としてお示ししているものを3つほど出しているんですけども、今、與本委員からお話がありましたようなところも含めまして検討させていただければと思っております。

あと、配慮書の中でも、例えば、すごく優れた機械を導入するというところだけを項目として挙げているわけではなくて、今お使いの機械でなるべく環境負荷を低減するような取組ということで、運用部分の項目も設けたいと思っておりますので、そちらで環境配慮をしていただくということもあるかなと思っております。

以上でございます。

○関口副部長

関口です。先ほどの中嶋委員の御発言から動機づけという話をしたんですけども、汚染を減らすという、そっち側からの動機づけと、あとはより環境がよくなりますよという動機づけと、中小の企業さんが大変な中で動機づけをしながら、やっていきましょうという説明をしながらやっていく一方で、それをやってもらった後に、今、意見が出ましたけれども、評価をどのようにするかというのは書かれていないんですよ。なので、制度見直しという部分になるのかもしれないですが、そういうのを出して、中小まで広げてやっていったら、何年後にこのような項目で評価をしてみますというところはあってもいいのかなという気はしたんです。大々的には変わらないでしょうから、あまりむちゃくちゃな評価ができるわけではないと思うんですけども、ただ、全体的に苦情件数が減っていきますという苦情件数を見てみるとか、あとは川の何かで、今、何を基準にしたらいいのかというのはちょっと難しいところなんですけど、すごくがらっと変わるわけではないと思うので、そこも議論かなとは思っています。でも、最終的な評価基準みたいなものはあった方がいいのかなという気はしたので、ぜひお考えいただければというところです。

以上です。

○若松部会長

制度の検証というか、今回、新しい試みでやったことが、どう効果があったのかというのは、次の制度の見直しにも役に立つわけですので、何らかのそういったこと、例えば、みんなで集まってもらってそういった会合を開くとか、いろんなやり方があると思うんですけども、もし何かプランがあったらお話しいただければと思います。事務局、よろしくをお願いします。

○事務局（環境対策推進課長）

今の段階でお示しできるようなプランは持っていないところで、大変申し訳ないんですけども、今お話しいただいたように、何をもって評価するということはこれから考えさせていただいて、自主的取組ということで、規制みたいにすばっとここで物が下がるといったことではないかと思うんですが、項目については少し考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○若松部会長

例えばアンケートを取って、こういったことをやってすごくよかったとか、煩雑でもうやりたくないとか、いろんな意見が出ると思うので、そういったこともあってもいいのかなという気がいたしますね。

○事務局（環境対策推進課長）

ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○吉村委員

私が現状の制度をちゃんと理解していないので、御提案いただいた内容をちゃんと理解できなかったんです。確認ですけれども、現状は環境配慮書と行動計画書が実際使われているということですよ。概要書の見直しで記述式からチェック式へとなっているので、概要書の現状の書式は別にあるという理解でよろしいですか。

○事務局（環境対策推進課長）

現状が参考資料でおつけしている方です。

○吉村委員

何番になりますか。

○事務局（環境対策推進課長）

参考資料2です。そちらが現状の配慮書になってございまして、後ろをめくっていただきますと、いろいろ記述するようになっていきます。今後、これを資料2のチェック式のものにしていきたいということで、両方お示ししております。

○吉村委員

分かりました。資料1の方ですと、環境配慮概要書を記述式からチェック式に変更となっておりますけれども、そういうことではなくて、概要書を新しく作成されたということでしょうか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい。申し訳ありません。

○吉村委員

分かりました。現行の環境配慮書は使わなくなる方向という御提案ですか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい。

○吉村委員

行動計画書は必要に応じて提出いただくという案ですか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

環境負荷低減行動計画書は、一定規模以上の事業所さんには5年間の計画を立てていただいて、必ず提出していただいていたんですが、必ず提出していただくというものを一旦廃止しまして、ただ、そちらを定期的に提出することで、環境行動事業所の認定要件、

例えばISO14001やエコアクション21を取得できないような事業所も、自分たちで計画を立てて、その報告を市へ定期的に提出していただければ、自主管理ができているだろうと判断いたしまして、環境行動事業所として認定することができるのではないかと考えております。そうすれば、費用面とか、そういったところでISOやエコアクション21を取得できないような中小事業所さんも、環境行動事業所として認定を申請することができるのではないかと考えております。

○吉村委員

分かりました。そうすると、この御提案ですと、今後は資料2と参考資料3を使っていく方向ということですね。資料2の方は指定事業所、大体2500ぐらいの事業者に提出を求めるといことで、行動計画書は、任意ではあるんですけども、提出された場合は、環境マネジメントシステムに貢献というんですか、事業所として認定があって、事業をやる上でのメリットが得られる、そういう理解でいいですか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい。

○吉村委員

理解しました。ありがとうございます。疑問とか改善のアイデアは幾つかありますが、それはまた後で発言させてください。ありがとうございました。

○若松部会長

ありがとうございます。

この具体的な中身については、また議論する機会があるんですか、それとも、今日はこれで、もうこの話はおしまいになるのでしょうか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

一つ一つの項目につきまして、もし御意見がありましたら承りますが、ここでその中身を決定するということはございませんので、例えば、こういった内容も加えた方がいいとか、そういった御意見がありましたら本日、また次の機会もございますので、第3回の

ときに御意見をいただければと思います。

○若松部会長

環境負荷低減行動計画書を見ると、物すごく具体的で細かい内容がたくさん書き込まれていて、多分お読みいただいて、いろいろ御意見とか御質問がある可能性があるんですが、それに関しては、持ち帰ってお読みいただいて、2回目のときに詳しく議論いただけるということでよろしいのでしょうかね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

次回でさせていただければと思います。

○若松部会長

では、今日は、こういった仕組みにしたいので御了解いただきたいということで、議論はそこまでということにしたいと思います。

予定の時間になっていますので、今日の議題の最後ですけれども、資料1の5番目の答申案の骨子と今後のスケジュールに関しまして御説明いただいて、質疑をしたいと思えます。では、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、40ページを御覧ください。本日いただきました御議論、宿題等もございしますので、それにつきましては第3回で議論させていただきますが、ある程度答申の取りまとめに向けて作業も進めさせていただきますので、答申案の骨子をこちらで御提案させていただきます。骨子といいますか、目次をイメージしていただければと思います。第1章といたしましては審議の背景、1、川崎市の大気・水環境の現状と課題について、2、これまでの取組について、3、川崎市大気・水環境計画について、第2章、事業者の自主的取組の現状と課題、1、現状の取組状況について、2、条例上の制度について、3、制度上の課題について、第3章、今後の見直しの全体的な方向性、第4章、各制度の見直しの考え方というところで、ある程度課題とか、そういったものがフィックスしているところは、盛り込ませていただいたものを次のときにも示させていただければと思っております。

次に、6、今後のスケジュールでございますが、42ページを御覧ください。次回は10月28日を予定しておりますけれども、こちらで本日いろいろと宿題をいただきました件を再度議論していただきまして、その他案件というところで条例に関する別の案件も少し議論していただきながら、本日までに御議論いただいた内容で、答申案の方も素案という形で提示させていただきたいと考えております。次が本質的な内容の議論の最後になりますので、第4回は答申案をまとめる方向で御議論していただくことになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○若松部会長

ありがとうございました。答申案の目次と今後のスケジュールについて御説明いただいたんですけども、特に答申案に関しましては、今日かなりいろんな方から御議論いただいた、そもそもこの制度のねらいとか、その辺について詳しく説明していただいた方がいいと思いますので、そういったことをよろしく願いしたいと思います。

あと、この制度の進行管理というか、さっき最後に関口副部会長からもお話がありましたけれども、こういった制度がどう役に立っているかという確認をするような仕組みもどこかに入れていただければいいのかなと思いましたので、よろしく願いいたします。

この進行表には11時15分には終了と書いていますので、まだあと10分ほど時間がありますが、予定では11時半までということでしたので、今日、1から4のこれまでの議論の中で御意見をいただけなかったところとか、今になって改めてお気づきの点とかありましたら、今の時間で併せて御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。與本委員、お願いします。

○與本委員

中身の細かい話は、もう今日はしないということで分かりましたけれども、1点だけ進め方でお伺いしたいのは、行動計画書の15ページ、廃棄物対策という項目がありますよね。ここは資源循環部会に諮る箇所ではないかなと思うんですが、そこはどういう取扱いをされているのでしょうか。

○若松部会長

参考資料3の15ページをお開きいただきたいと思います。この中にある項目のほかの仕

組みとの兼ね合いについて、いかがでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

この条例の範囲としては、大気であるとか、水であるとか、化学物質であるとかといったところを対象としまして、他の条例で所管しておりますところについては、今後の見直しの中で整理をしていきたいと考えているところでございます。

○與本委員

要するに、環境審議会の中に、今、この部会と資源循環部会と部会が2つあるわけです。廃棄物に関することは資源循環部会の議論の対象ではないですかと質問しているんです。

○事務局（環境対策部長）

今御説明したのは、様式として、例えば温暖化の話とか廃棄物の話とかについては、この様式からは除きます。ですから、この制度としては、廃棄物の話とか温暖化の話はもう取り扱わない。要するに、制度の重複を避けるということで、そういうことになります。

○與本委員

さっきの吉村委員の質問と重複しちゃうんですけども、結局、今日の話で残るのが、一番初めの資料2の概要書と、今御説明のあった行動計画書になるのかな。では、これはもうないんですか。ないのなら私の誤解です。

○事務局（環境対策部長）

行動計画書は残ります。制度としては、義務化は解除する。行動計画書は残して、行動計画書を出してくれたところについては、行動事業所としての認定要件として、その行動計画書を扱います。今まではISO14001とかが認定要件として必要だったんですね。ですから、結構ハードルが高かったのが、行動計画書の義務化はやめるんですけども、行動計画書を行動事業所の認定要件の一つとして扱いますよということが、まず制度としての変更点です。さらに、配慮書も含めてですが、今まで配慮書も行動計画書も、温暖化の話とか廃棄物の話とかも含めて記載を求めていたんですけども、そのところは、ほ

かの例えば温暖化の条例であり、廃棄物の条例であり、そういったところでの事業所さんに対するいろんな取組が推進されていますので、公害防止条例に基づく今の取組の項目からは外しますということです。ですから、そちらの条例でやっていただくようになるということです。

○與本委員

よく分からないので、1つだけ質問。これだけで結構ですから。要するに、この内容のチェックは、今日はもう細かいところはやらないという話がありましたよね。何か意見があれば、それは次回に言ってくださいと。ということは、我々は資料2だけを見ればいいのか、それとも、今言った行動計画書のチェック項目、これは大変多いんですけども、こちらまで見て意見を言った方がいいのか、そのどちらかということだけ聞いているんです。

○事務局（環境対策推進課長）

資料2と参考資料3の両方の確認をしていただきたいと思いますと思っているんですが、重複するところは今後なくしていくように考えておりますので、そこ以外のところで今後残る部分について確認をしていただければと思います。

○吉村委員

そうすると、行動計画書の変更案に関しては、まだ配付されていないということですよね。そういう理解でよろしいですね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい、そうです。まだ現在のところでしかありませんので、資料1の26ページを御覧いただければと思うんですが、温暖化物質の排出の抑制やオゾン層の破壊物質の排出防止、廃棄物の発生抑制等に関する指針につきましては、それぞれ今回整理することで廃止していきたいと考えておりますので、それを基に作っておりますチェック項目、様式の部分についても、今回、見直しで廃止をしていきたいというふうには考えております。

○若松部会長

ということは、今日お配りいただいた参考資料3と似たような資料が次に配付されて、それを次回議論したいということですよね。その中にはオゾン層の云々とか、そういった地球環境絡みのところについてはなくなるということですよね。

○事務局（環境対策推進課長）

はい。

○若松部会長

私も説明がうまくできなくて混乱させてしまって申し訳ありません。次回よろしく願いいたします。

○関口副部会長

それがいわゆる川崎市版EMSということになるんですね。

○事務局（環境対策推進課長）

そうです。

○関口副部会長

それが配られて、チェックすればいいんですね。

○事務局（環境対策推進課長）

はい。

○若松部会長

混乱させてしまってすみません。

吉村委員、お願いいたします。

○吉村委員

今回の資料の件は理解しました。

ちょっと心配になった点が2つなんですけれども、そうすると、この行動計画書の対象

範囲が狭くなるということですよね。廃棄物とか温暖化対策とか、その辺は別の書類で提出していただく。この限定された内容の行動計画書で認定を行う、そういう方針をお考えということですかね。そうすると、地球温暖化とか廃棄物とかは確認せずに認定することになりかねないかなと思ったんですが、それは何か別の形があるんですかね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

環境行動事業所として認定いたしまして、例えば免除になる部分については、公害関係の届出等の部分しか免除等にはなりませんので、環境行動事業所になったからといって、ほかの条例のものまで届出や申請書が免除されるわけではありません。

○吉村委員

なるほど、分かりました。公害対策の部分に関しては、これで確認するということですね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい。

○吉村委員

その説明が結構大事だと思うんですよね。なので、全体像が分かる資料は次回入れていただいて、もし余裕があれば、そちらの対象外になる部分の行動計画書についても添付していただくと、重複があったりなかったりという確認ができますので、いいかなと思いました。

○若松部会長

27ページの温暖化対策部門と公害対策部門と廃棄物対策部門、それぞれがどういったところをカバーしているのかという概念図がもしあればすごく分かりやすいし、今回この案に示されているように、今は3つ独立に存在して、事業者からはそれぞれ個別に書類を出してもらっていたんだけど、そういった情報も3つの部門間で共有しましょうという話になっていますので、その辺はどうやって共有するのかとか、そこについてもちょっと御検討いただければ、よりいいものになるのかなという気がいたしますので、次回までに

御検討をよろしく願いいたします。

○吉村委員

あともう一つ、私が言うことではないと思うんですけども、今回は中身の議論をあまりしていませんよね。スケジュールを御説明していただいて、今年度、あと2回で内容を確定するというスケジュールだったと思うんですが、同時に最終的な答申案も検討するという流れで、この中身の議論をする時間が十分あるのかなというのは若干心配でしたので、その辺を御確認いただいて、恐らく会議の回数を増やすのはなかなか大変だと思うんですけども、会議の前にオフラインというか、メール審議で確認して意見を出してという作業があってもいいのかなと、ちょっと思いました。

○若松部会長

あと1回しかないので、次回までに早めに具体的な資料を会議の前に送っていただいて、質問事項とかがあったら前もって御連絡いただいて、それを基に修正とかができるのだったら会議のときまでに直していただいて、3回目は答申案についての話も含めて議論できるようにしていただかないと、1回で具体的な中身と答申案の内容について一緒に2時間でやるというのはなかなか難しいので、可能であれば資料の早めの配付を御検討いただければと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですか。

○事務局（環境対策推進課長）

事前にやるようにいたします。

○若松部会長

ほぼ約束の時間になりましたので、その他がもしありましたら事務局の方でお願いいたします。

○事務局（地域環境共創課長）

特にございませぬ。

○若松部会長

特にないようでしたら、今日、司会進行があまりうまくできなかつたんですけれども、議事を全て終了いたしましたので事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（地域環境共創課長）

部会長、どうもありがとうございました。皆様におかれましても、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

次回は10月28日に開催を予定しております。場所は隣の302会議室になります。正式な通知は追って事務局からメールをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて本日の議事は全て終了となります。本日はどうもありがとうございました。

－閉会－